

近江八幡市地域おこし協力隊（まちづくり関係） 募集要項

1. 概 要

1－1. 概 要

近江八幡市は滋賀県のほぼ中央、琵琶湖の東側に位置し、J R京都駅まで約30分、大阪駅まで約1時間と近隣都市部へのアクセスに優れたまちです。市内には、滋賀県を代表する観光地である「ラ コリーナ近江八幡」をはじめ、近江商人ゆかりの町並みや八幡堀、織田信長が築いた安土城跡、建築家ウィリアム・メレル・ヴォーリズの建築群など、歴史・文化資源が数多く残されています。

また、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ有人島「沖島」や、ラムサール条約登録湿地である「西の湖」、ヨシの群生地からなる水郷地帯など、豊かな自然環境にも恵まれています。さらに、歴史的な町並みや伝統文化、観光資源も数多く残されており、水郷や八幡堀をはじめとする魅力的な景観が市内各所に広がっています。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、空家の増加や地域コミュニティの担い手不足などの課題も生じています。

本市では、こうした地域課題に対応するとともに、多様な地域資源の価値をさらに高めるため、地域活性化を担う組織として設立されたまちづくり会社「株式会社まっせ」の再始動に向けた取組を進めています。

今後は、空家、人材、データ等の地域資源の利活用を通じて、行政、民間事業者、地域住民等と連携しながら、新たな価値の創出と持続可能な地域づくりを進めるとともに、まちづくり会社「株式会社まっせ」と協働し、地域資源を活かした取組や、さらには地域内で収益が循環する仕組みづくりを推進していくため、地域おこし協力隊を募集します。

1－2. 株式会社まっせについて

株式会社まっせは、平成25年に行政、民間事業者及び地域住民等との連携のもと、地域活性化を推進する組織として設立されたまちづくり会社です。これまで「西の湖廻遊路事業」、「空き町家の活用」、「人材育成事業」などに取り組み、地域資源を活かしたまちづくりを推進してきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響等により令和2年7月から休眠状態となっており、現在はプロジェクトマネージャーを中心に再始動に向けた取組を進めています。

今後は、関係人口の創出や空き店舗・空き町家の利活用をはじめ、多様な地域資源を活用した事業展開を通じて、地域づくりの実現を目指しています。

2. 活動内容

～「新たな付加価値のサービス提供による成功モデル構築でまちに循環をもたらす」まちづくりを目指すまちづくり会社（株式会社まっせ）の再始動支援～

株式会社まっせは、再始動を目的とし令和6年度よりプロジェクトマネージャーを配置して、事業の土台作りを行っています。近江八幡の美しい景観や文化的資源を残すためのアクションとして、「場づくり」「生業づくり」「人づくり」「関係人口づくり」を行い、まちを運営することでまちを守り、まちに循環を作ります。

着任後は、プロジェクトマネージャーや関係団体と共に、「市内各所に点在する地域資源をつなぎ、新たな回遊を生み出す取組」を進めます。そして、空家・人材・データなど地域資源の利活用を通じて、新たな価値の創出や地域課題の解決を図り、循環型社会とにぎわいが交わるまちづくりを目指します。まずは、その実現に向けたまちづくり会社「株式会社まっせ」の再始動の礎を構築していきます。

主な活動内容は、以下のとおりです。

具体的な活動の内容については、委嘱後に改めて市担当者と協議して決定します。

- ・地域内外の人材、事業者及び関係団体とのネットワークの構築及び連携促進
- ・あきまちや（空家）・データ・人材・地域資源の利活用の推進
- ・利活用物件の管理運営及び地域のにぎわい創出につながるイベント等の企画・実施
- ・まちづくり会社「株式会社まっせ」の事業再開及び持続的な収益事業に向けた企画立案、収益化への挑戦
- ・毎月の市担当者とのミーティング・情報共有、活動報告書の提出 等

3. 募集人数

1名

4. 募集対象者

4-1. 必須要件

次のすべてを満たす方を対象とします。

- (1) 令和8年9月1日時点で概ね45歳までの方

※年齢は目安であり、経験や能力等を考慮する場合があります。

- (2) 政令指定都市、3大都市圏（東京・名古屋・大阪）または地方都市（過疎、山村、離島、半島の地域に該当しない市区町村の区域）に居住している、または地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動2年以上、かつ解嘱1年以内）で、隊員としての活動が決定した後、近江八幡市に住民票及び生活拠点を移動できる方

※地域要件については、総務省「地域おこし協力隊」ウェブページに掲載されている「特別交付税措置に係る地域要件確認表」をご確認ください。

- (3) 活動期間終了後も近江八幡市で引き続き定住を考えている方
- (4) 心身ともに健康な状態で地域活動に意欲をもって積極的かつ誠実に活動できる方
- (5) 普通自動車免許を有する方（ＡＴ車限定も可）
- (6) パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント）の操作ができ、ＳＮＳ等を活用した情報発信ができる方
- (7) 土日及び夜間の行事参加や会議出席など、不規則な職務に対応できる方
- (8) 地方公務員法第１６条に規定する欠格事項に該当しない方

4－２．期待する人物像

- (1) 短い活動期間の中でも目的意識を持続することができる方
- (2) 他者を尊重しチームで動くことが得意な方
- (3) 俯瞰した考え方をもちながら、スピード感を持って実践できる方
- (4) コミュニケーションに加え、聴く力と自らの考えを分かりやすく伝えられる方

4－３．歓迎要件

総務省地域おこし協力隊推進要綱（令和８年３月５日一部改訂）の高度専門人材については、必須ではありませんが、歓迎要件とします。

- (1) 地域活性化、地域づくり、観光振興、創業支援等に関する知識または実務経験がある方
- (2) 組織での事業立案、リーダー経験、マネージャー経験がある方
- (3) 多様な事業者・団体との業務連携・調整の経験がある方
- (4) 書籍や雑誌、WEB媒体など編集者または編集業務経験がある方
- (5) 古民家や空家の商用利活用事業、資料館・博物館・美術館等の利活用事業等その他エリアマネジメントに関する実務経験がある方
- (6) 情報、広報、マーケティング、データ分析等に関する実務経験がある方
- (7) その他、近江八幡市のまちづくりにおいて、高度専門人材と判断しうる資格・経歴を有する方 等

5．活動場所

主に近江八幡市内

<活動拠点>

生業・交流のいえ（近江八幡市多賀町 758 番地）

6. 勤務条件

- ・ 1日当たりの活動時間は、原則として7時間45分とします。(1か月当たり155時間)
- ・ 1ヶ月あたりの活動時間は、原則として20日間とします。

※上記は近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づく規定であり、具体的な活動方法は協議のうえ決定します。

※所定の活動時間を下回った場合は、その分の報酬が減額となります。

- ・ 近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき、市長が委嘱しますが、近江八幡市と雇用契約及び雇用関係はありません。
- ・ 活動期間は1年間とします。ただし、初年度は委嘱した日から令和9年3月31日までとし、活動実績を踏まえて、隊員と市の合意のもと、委嘱した日から起算して最長3年間まで期間を延長することができます。

7. 報償費

- ・ 上記「4-3. 歓迎要件」に該当する場合 月額271,000円
該当しない場合 月額210,000円
- ・ 従事期間の実績により、期末手当(6月、12月)を支給します。
- ・ 報償費は、所得税を源泉徴収して支払います。
- ・ 市と雇用関係にないことから、所得税の年末調整は実施しません。自ら税務署への確定申告が必要ですのでご了承ください。
- ・ 初年度について、月途中で委嘱した場合は、日割り計算して支払います。

※近江八幡市地域おこし協力隊設置要綱に基づき報償費の見直しを行う場合があります。

8. 活動経費

- (1) 活動に要する経費(活動旅費、消耗品費、研修会参加費等)は、別添、市の予算の範囲内で、市と隊員が委託契約を締結し、その委託料の範囲で支出します。
- (2) 活動期間中の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料などは、隊員の自己負担となります。
- (3) 活動期間中の住居は、民間の住居を借りていただくこととなります。家賃については、31,000円を上限とし、上記(1)の中から支出することができます。また、住居に係る初期費用、水道光熱費、インターネットなどの通信料、転居に係る費用、生活備品等は隊員の自己負担となります。

9. その他、諸条件

- (1) 活動に支障をきたさないことを条件に、兼業を認めることがあります。その場合は、

事前に市に届けて、許可を得る必要があります。

(2) 活動期間中であっても次に定める場合は、委嘱を取り消す場合があります。

- ①自己の都合により解任を申し出たとき
- ②傷病、事故等により、活動が継続できなくなったとき
- ③活動を怠ったとき
- ④地域おこし協力隊の信用を傷つけ、または市の不名誉となる行為を行うなど、委嘱者としてふさわしくないと判断したとき

10. 募集期間

令和8年9月18日（金）から令和8年10月16日（金）

11. 応募方法

下記「12. 提出書類」を、募集期間内に必着で、「14. 応募先・問合せ先」まで、郵送または電子メールで提出してください。

電子メールの場合は、写真や添付書類が読み取り可能な画質を確保し、PDFファイル形式で送付してください。また、電子メールの送信後には到着確認の連絡をしてください。

なお、募集期間内に受領したものを有効として取り扱います。一度提出したものを差替える場合も期間内に再提出してください。

12. 提出書類

次の(1)から(3)の書類を提出してください。なお、提出いただいた書類については、返却しません。

(1) 近江八幡地域おこし協力隊応募用紙

(2) 活動提案書

様式は任意としますが、用紙サイズはA4判で2、3枚程度（片面）とします。

テーマは、「近江八幡市の協力隊員として、自分の経験や能力をどう活かすか」について、志望動機を含めて記載してください。

(3) 住民票の写し（本籍・続柄・マイナンバーを省略したもの）

※地域要件の確認に用います。

13. 選考方法

(1) 第一次選考（書類選考）

提出書類より、応募資格、書類の形式について審査します。

結果については、令和8年10月下旬に応募者全員に電子メールで通知します。

(2) 第二次選考（作文試験及び面接試験）

作文及び面接により選考します。

日程は、令和8年11月中旬予定しており、詳細は第一次選考の結果をお知らせする際に通知します。

会場は、近江八幡市役所（近江八幡市桜宮町 236 番地）を予定しており、面接に係る交通費等は自己負担となります。

(3) 最終選考結果の通知

上記の選考により近江八幡市地域おこし協力隊の候補者を決定し、第二次選考の日から概ね2週間以内に郵送または電子メールで通知します。委嘱の日については、令和9年1月以降を予定しており、候補者と市で協議の上決定します。

14. 応募・問合せ先

応募に関する問い合わせは、電子メールでお願いします。

近江八幡市役所 産業経済部 商工振興課

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地

電話：0748-36-5517（平日 9：00～16：45）

メール：011008@city.omihachiman.lg.jp